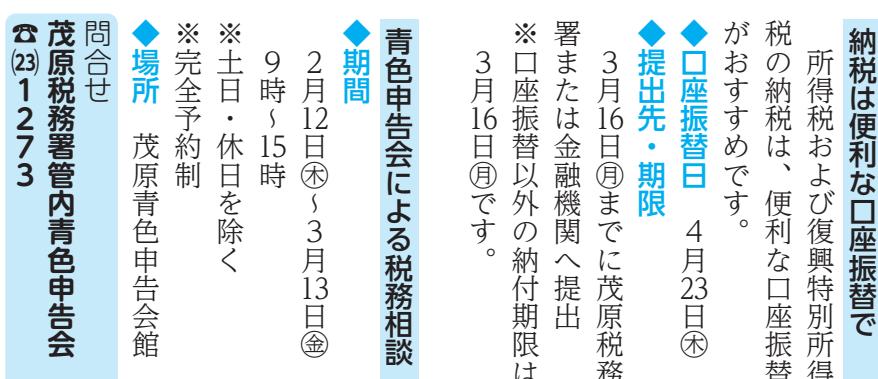


申告に必要なもの

①本人確認書類 (AまたはBのいずれか)	A マイナンバーカード（個人番号カード） └ 通知カード、住民票の写し（個人番号の記載があるもの）などから1点 B + └ 運転免許証、資格確認書、パスポートなどから1点
②収入を証明するもの	・源泉徴収票（給与、公的年金等） ・営業等、農業、不動産の収入があった方は、収入と必要経費が分かる書類や帳簿、領収書など <u>※あらかじめ収入と各経費を計算しておいてください。</u> ・支払調書（配当、原稿料等） ・株式等の年間取引報告書
③控除を証明するもの	・国民年金保険料の控除証明書 ・国民健康保険税、後期高齢者医療制度の保険料、介護保険料の領収書や口座振替納付済通知（令和6年中に支払ったもの） ・生命保険料、地震保険料の控除証明書、障害者手帳 など
④その他	・本人名義の通帳（口座番号などが分かるもの） ・筆記用具、計算機 など



「障害者控除対象者認定書」を交付しています

市では、障害者手帳等の交付を受けていない方であっても、一定の条件を満たす方に対し、障害者に準ずるものとして市長が認定する「障害者控除対象者認定書」を交付しています。

この認定書により、所得税の確定申告や、住民税の申告の際、障害者控除の適用を受けることができます。

◆対象 次の要件を全て満たす方

- ・65歳以上の方
- ・令和7年12月31日現在、要介護（要支援）と認定され、認知症または身体の障害が一定の基準に該当する方

※介護保険の認定調査資料等を基に審査します。

◆申請方法 介護保険被保険者証をお持ちのうえ、高齢者支援課に申請書を提出してください。

◆手数料 1通 300円

※障害者手帳等をお持ちの方、所得税や住民税が非課税の方は、申請する必要はありません。

問合せ 高齢者支援課（2階） ☎ (20)1572 FAX (20)1610